

1 児童手当、子ども手当、児童税額控除

【児童手当〈Child Allowance/Benefit〉】

- ・ 先進国ではほぼいずれの国にも存在（除くアメリカ）、目的は「児童を養育する世帯と養育しない世帯の負担の衡平」
- ・ 扶養児童に対する税控除から手当へ移行してきた経緯、所得制限はないのが普通（日本 — 前年又は前々年の所得額を基準に支給率が 90%程度となるように所得制限額を設定）
- ・ 支給額は 1 人の子どもに対して月当たり 1 ～ 2 万円程度（2.6 万円なら世界最高水準）

【児童税額控除〈Child Tax Credit〉】

- ・ 基本的には「児童手当」と同じ機能（ex.ドイツの児童手当は法制的には「税額控除」）
- ・ 一般的に、児童手当は所得制限がないが、税額控除の場合は所得が増加するにつれて控除額が逡減（税額控除の場合、税の申告手続において所得額との間で控除／給付額が調整できるのが利点だが、事務的には相当煩雑）
- ・ イギリスでは児童手当（Child Benefit）と児童税額控除（Child Tax Credit）が並存しているが、カナダ（Child Tax Benefit）、オーストラリア（Family Tax Benefit）、ニュージーランド（Family Tax Credit）では両者を融合し税制を通じた給付を実施

2 児童扶養手当

【児童扶養手当】

- ・ 母子福祉年金（1985 年の年金制度改正で遺族基礎年金に統合）の補完制度として 1961 年に発足（その後 1985 年に福祉的な手当制度として改正）
- ・ 手当額（扶養する児童 1 人の場合）
月額 9,850 円（収入 365 万円）～ 41,720 円（収入 130 万円以下）
※ 児童 2 人の場合は 5,000 円加算、3 人目以降については 3,000 円ずつ加算
- ・ 2002 年の制度改正において、①全体的な所得制限が強化、②受給額について就労収入の増加に伴いなだらかに減少する仕組みの導入、③父親からの養育費の取り決めの重視（養育費の 8 割を所得に加算）③受給期間が 5 年間を超える場合には手当を減額（この規定の施行は実質的に凍結）
- ・ 諸外国においては、養育費立替払い的な構成をとっている国が多い
- ・ 母子家庭の経済的状況 — 就労率は高い（80%半ば）が働いている場合でも貧困率が高い（就労していても 58%が貧困ライン以下） → 「福祉か就労か」というよりも不十分な就労機会を補完する手当

【給付付き税額控除システムにおけるひとり親世帯の取扱】

- ・ イギリス — Working Tax Credit における Lone Parent Element £ 1,860 (約 25.9 万円) (2009) (Couple Element と同額)
- ・ カナダ — Working Income Tax Benefit と GST/HST Credit において couple と同額の credit を得られる

3 訓練・生活支援給付 (緊急人材育成支援事業)

【訓練・生活支援給付】

- ・ いわゆる「第2のセーフティネット」の中核をなす制度として、経済危機対策 (2009年4月) により創設、雇用保険を受給していない者に対する職業訓練の拡充と、訓練期間中の生計維持者に対する生活保障 (月 10 ~ 12 万円)
- ・ 2009 ~ 2011 年度の 3 年間の措置であったが、求職者支援制度の創設と補正予算の見直しを公約した民主党が政権交代を果たしたことにより、期間を 2010 年度までの 2 年間の措置とし、2011 年度からは恒久的な求職者支援制度を発足させるよう見直し
- ・ 現在の訓練・生活支援給付は課税対象所得であるが、求職者支援制度に基づく給付については、雇用保険給付と同様に非課税所得となるよう税制改正要望中

4 課税ベースの変更の制度的な影響

【子ども手当の創設に関連した扶養控除の廃止】

- ・ 特定扶養控除 (16 ~ 22 歳)、老人扶養控除 (70 歳 ~) を除く扶養控除 (年少、成人) を廃止、成年のうち障害等により就労が困難な者を対象とした「成年障害者等扶養控除」(仮称、税額控除) の創設が提案 (税制調査会)
- ・ 保育所の利用料、幼稚園就園奨励費補助、国民健康保険制度の保険料等、課税総所得金額や課税額を基準に給付や負担額を定めている制度に影響

【住民税の非課税限度額】

- ・ 今回の扶養控除の廃止の影響は直接受けない (住民税には標準的な生活保護基準額を基礎とした非課税限度額が存在) が、「住民税非課税」(均等割、所得割) 各種の低所得者対策の代表的な基準
 - ※ 所得割の非課税限度額 (総所得金額)
 $35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者、扶養家族数} + 1) + 32 \text{ 万円} (\star)$
 - ※ 均等割の非課税限度額 (合計所得金額)
 $28 \sim 35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者、扶養家族数} + 1) + 16.8 \sim 21 \text{ 万円} (\star)$
- ・ (☆) は控除対象配偶者、扶養家族がいる場合のみ加算
- ・ これを下回る所得については個別に収入認定 (長寿医療制度: 年金収入等 80 万円以下の低所得者に対して保険料負担や医療費自己負担限度額を更に軽減)